

令和5年第2回臨時会

天栄村議会会議録

令和5年4月20日 開会

令和5年4月20日 閉会

天栄村議会

令和5年第2回天栄村議会臨時会会議録目次

第1号（4月20日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集あいさつ	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
招集者あいさつ	18
閉会の宣告	18

第 2 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和5年第2回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年4月20日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集あいさつ
日程第 4 議案第1号 専決処分の報告及び承認について
日程第 5 議案第2号 専決処分の報告及び承認について
日程第 6 議案第3号 令和5年度天栄村一般会計補正予算について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠 正 君	2番	円 谷 要 君
3番	大 浦 トキ子 君	4番	小 山 克彦 君
5番	廣 瀬 和 吉 君	6番	揚 妻 一 男 君
7番	渡 部 勉 君	8番	熊 田 喜 八 君
9番	大須賀 溪 仁 君	10番	服 部 晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	揚 妻 浩 之 君
教 育 長	長 場 壮 夫 君	参 事 兼 小 山 富 美 夫 君	総 務 課 長
税 務 課 長	塚 目 弘 昭 君	健 康 福 祉 森 和 昭 君	課 長
産 業 課 長	芳 賀 信 弘 君	教 育 課 長	関 根 文 則 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 北 畠 さ つ き 書 記 小 針 陽 平
事 務 局 長

書 記 渡 邊 久 美

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、令和5年第2回天栄村議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和5年第2回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和5年第2回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

4番 小山 克彦 君

5番 廣瀬 和吉 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） おはようございます。

会期の報告。

本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和5年第2回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日4月20日、1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、円谷要。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、円谷要君から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集あいさつ

○議長（服部 晃君） 日程第3、村長議会招集あいさつ。

村長より令和5年第2回天栄村議会臨時会招集の挨拶の発言の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日、ここに令和5年第2回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告及び承認など3議案についてご審議願うものでありますが、その大要についてご説明申し上げます。

議案第1号及び議案第2号 専決処分の報告及び承認についてであります。地方税法等の改正に伴い、天栄村税条例の一部を改正する条例の制定及び天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したため、議会に報告し承認を求めます。

議案第3号 令和5年度天栄村一般会計補正予算についてであります。エネルギーや食料品価格などの物価高騰の影響を受ける村民の生活支援や村商工業の活性化を図るための村民1人当たり1万円の生活支援商品券発行経費や、低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり一律5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金事業経費、新型コロナウイルスワクチン接種経費など、歳入歳出それぞれ9,450万円を追加補正するものであります。

以上、議案の大要についてご説明申し上げますが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い

願い申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（服部 晃君） これで村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） おはようございます。

議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和5年4月20日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第1号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について。

専決第1号。

天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例の一部を改正する条例。

天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の下に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは村民税に充当し」を「、個人の村民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

第2項 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当

該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

第3項 森林環境税は、当該個人の村民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の下に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「又は」の下に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の下に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の下に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の下に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号ニ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の下に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の下に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2を次のように改める。

第10条の2 削除。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の6 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

第1号 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係。

第2号 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号。

第3号 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由。

第4号 その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項。

第2項 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

第3項 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

第1号 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）。

第2号 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途。

第3号 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途。

第4号 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合。

第5号 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法。

第4項 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3

年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第2号イ（2）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ（3）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第2号イ（2）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ（3）（i）中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。
附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 第82条第1号ニの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の村税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。）、令和5年7月1日。

第2号 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第

1 項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定、令和6年1月1日。

第3号 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定、令和7年1月1日。

（村民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第2項 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき村税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号ニ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第2項 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の村税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

第3項 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の

日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

第4項 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料、議案第1号説明資料をお願いいたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布、令和5年4月1日に施行されることに伴い、村税条例について、条文構成及び条文の変更のほか、個人住民税に係る森林環境税の導入による改正等を講ずることとするよう、所要の改正について、令和5年3月31日に専決処分したものであります。

主立ったものについてご説明申し上げます。

第34条の9第2項につきましては、森林環境税の導入に伴う改正であります。

第36条の3の2第2項につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化を新設したものであります。

第3項以降は、第2項を新設したため、項ずれの改正であります。

次のページをお願いいたします。

第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6につきましては、森林環境税の導入に伴う改正であり、賦課徴収の方法、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加、特定徴収の給与所得及び公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨の規定する改正等であります。

7ページをお願いいたします。

第82条につきましては、軽自動車税の区分改正であります。

9ページをお願いいたします。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税特例について、令和9年度まで適用期限が延長されるものであります。

次のページをお願いいたします。

附則第10条の6につきましては、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、規定の新設であります。

12ページをお願いいたします。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税について、臨時的軽減措置に係る規定を削除し、附則第15条の2の2を附則第15条の2として、不正を行った自動

車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する改正であります。

附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例の期限を3年間延長するものであります。

15ページをお願いいたします。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税特例について、令和8年度まで適用期限が延長されるものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第2号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第2号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分した

ので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和5年4月20日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

専決第2号。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第4項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第5項、第6項、第8項から第11項まで、第14項及び第15項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2項 改正後の村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料17ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布、令和5年4月1日に施行されることに伴う村国民健康保険税条例の所要の改正について、令和5年3月31日に専決処分したものであります。

第23条の2につきましては、第24条の2の改正に伴う規定の整備であります。

第24条の2第2項につきましては、書きぶりの改正であります。

附則第4項以降につきましては、対応する法令の規定に合わせるものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第3号 令和5年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） おはようございます。

議案第3号 令和5年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,050万円とする。

令和5年4月20日提出、天栄村長、添田勝幸。

18ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額863万6,000円の増。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の計上でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額3,223万9,000円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額400万円の増。こちらにつきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る事業費補助金及び事務費補助金を計上しております。

3目衛生費国庫補助金、補正額1,162万5,000円の増。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を計上しているところでございます。

続きまして、20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額3,800万円の増。

続きまして、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額5,743万3,000円の増。こちらにつきましては、エネルギー価格や食品価格等の高騰に伴い、その影響を受けている村民の生活支援と村内の経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、1人当たり1万円の生活支援商品券を配付する物価高騰対応生活支援商品券発行事業経費といたしまして、11節、郵便料、12節、商品券発行事業委託料、18節、商品券発行事業補助金を計上しております。

続きまして、2項児童福祉費、5目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、補正額400万円の増。こちらにつきましては、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯を対象といたしまして、両親が令和4年度の住民税非課税世帯である世帯等に対しまして児童1人当たり5万円を給付する事業費といたしまして、3節、時間外勤務手当、10節、事務用品及び封筒等の作成、11節、郵便料、12節、電算委託料、18節、特別給付金を計上しているところでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額2,026万1,000円の増。こちらにつきましては、今年度実施予定の新型コロナウイルスのワクチン接種に係る体制確保及び集団接種会場等の運営に要する経費といたしまして、1節報酬、2節、時間外手当、7節、看護師及び医師報償、8節旅費、10節、消耗品及び普通食糧費、11節、電話料及び郵便料等、12節、予診票の作成や接種委託料、13節、バスの借り上げ料や複写機の使用料を計上しているところでございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額450万円の増。こちらにつきましては、原油価格や物価高騰等の影響によりまして地域経済が低迷している状況にあることから、令和5年度も引き続きプレミアム商品券を発行し、個人消費の拡大と村内商工業の支援及び地域経済の活性化を図るため、18節にプレミアム商品券発行事業補助金を計上しているところでございます。

続きまして、3目観光費、補正額320万円の増。こちらにつきましても、コロナ禍におけ

る観光業への影響は依然として大きいことから、観光業の経営継続の途切れのない事業の展開を図れるよう必要な支援を行うために、18節、泊まってエールキャンペーン補助金を計上しているところでございます。

続きまして、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額510万6,000円の増。こちらにつきましては、湯本中学校の閉校に伴いまして、同校の保存文書等を天栄中学校に保管するため、同校にありました耐火金庫を天栄中学校へ移送するための費用といたしまして、11節に移設運搬費を計上しているところでございます。また、増加しております教育相談に係るプライバシーの保護のための執務室の改修を実施するための費用といたしまして、14節工事請負費に執務室改修工事請負費として400万円、また、17節にファイルロッカー等の購入に係る備品購入費を計上しておるところでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 20ページの商工費、プレミアム商品券の発行事業、これは幾らなのか。あと、泊まってエールキャンペーンは、これも金額を詳しく教えてください。あと、何度使ってもいいんだか、何回までなのか、その辺も詳しくお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

プレミアム商品券発行事業につきましてはですが、昨年と同様に1セット1万2,000円分の商品券を1万円で販売するというので、プレミアム率20%付与したものでございまして、それを販売してまいりたいと考えております。販売につきましては、2回に分けてそれぞれ1,000セットずつを販売し、合計2,000セットを販売することとまいりたいと考えております。

なお、上限につきましては、昨年度より1世帯当たり3セットということで多くの方に購入いただけるようにしてございまして、本年度も同様に3セットを上限として開催し、スタンプラリーについても同様に開催をしてまいりたいと考えております。

泊まってエールキャンペーンにつきましては、村内宿泊施設に1泊7,700円以上のプランで宿泊した方を対象といたしまして、1人1泊2,000円分の宿泊費を補助、あわせて村内の事業所で使用できます1,000円分のクーポン券を配付することで考えてございます。宿泊費の補助につきましては、昨年度3,000円としておりましたが、現在、コロナウイルスの状況、それから人の流れが回復傾向にあるということから、今回2,000円に引き下げて実施をして

まいりたいと考えております。

なお、連泊につきましては、何度でも使えるという形で、昨年度と同様で考えてございます。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 泊まってエールキャンペーンのことなんですが、2,000円の補助は結構なんですが、これは各旅館の割当てがあるのかないのか、そこを教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

泊まってエールキャンペーンにつきましては、昨年度より、各旅館に、宿泊施設ごと、宿泊人数に応じた形で、ある程度の数を振り分ける形としておりまして、公平性を図ってまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、そういうことをしないと、前は構わないでやったということがあって、大きな企業の宿泊施設のところにほとんど行っていたというような状態があったわけです。課長、初めてだからと思って確認するんですが、そういったことで、小さな旅館についてがなかなか少なかったということがありますので、やはりそのこと、今言ったことを守って、公平に、規模の大きさによって割り振りがいくようお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎招集者あいさつ

- 議長（服部 晃君） 申し上げます。
令和5年4月20日招集の令和5年第2回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終了いたしました。
ここで、招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。
村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） 令和5年第2回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、上程3議案につきまして、原案どおり議決を賜り厚くお礼申し上げます。
議決いただいた補正予算の速やかな執行により、エネルギーや食料品価格などの物価高騰の影響を受ける村民の生活安定と商工観光業の支援に努めてまいります。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康に留意され、村政に対しなご一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。
○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。
-

◎閉会の宣告

- 議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。
これをもって令和5年第2回天栄村議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

(午前10時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 6月 6日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 小 山 克 彦

署 名 議 員 廣 瀬 和 吉

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	専決処分の報告及び承認について	4月20日	承認
2号	専決処分の報告及び承認について	4月20日	承認
3号	令和5年度天栄村一般会計補正予算について	4月20日	原案可決